

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内博貴

第13条第1項の表市災害対策本部班の項中「予防部市民安全課長（市民班長兼務）」を「総務部総務課長（総務班長兼務）」に改める。

第24条第1項の表統括指揮隊の項の次に次の1項を加える。

北部本部救助隊 | 北消防署に所属する消防吏員 | 北消防署長

第24条第1項の表本部救助隊の項中「本部救助隊」を「南部本部救助隊」に改め、同条第2項中「前項」を「前各項」に、「本部救助隊」を「南部本部救助隊」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、部隊の要員を一時的に確保できない場合又は特別の要員を確保する必要がある場合は、別に定めるところにより、所属外の職員を当該部隊の要員として臨時的に指名することができる。

第26条第1項の表本部救助隊の項中「本部救助隊」を「南部本部救助隊」に、「第6項」を「第7項」に改める。

別表第1 2局警防本部の項中「部隊に、」の右に「南部本部救助隊1隊及び」を加え、同表2署警防本部の項中「おおむね」の右に「署指揮隊12隊、」を加え、同表3局警防本部の項中「おおむね本部救助隊」を「南部本部救助隊」に改め、同表3署警防本部の項中「おおむね」の右に「署指揮隊12隊、」を加え、同表4局警防本部の項中「本部救助隊」を「南部本部救助隊」に改め、同表4備考中「非常勤嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表第2 予防調査部の項中「及び火薬類」を「、火薬類及び高圧ガス」に改める。

別表第3 予防調査班の項中「及び火薬類」を「、火薬類及び高圧ガス」に改める。

別表第4中

1		
	1	1
	1	
	3	
	1	
	1	
	2	
	2	
	2	
	2	
	2	
	2	
	3	
	1	
	21	1
1	21	1

を

1		1
1	1	1
1	1	
1	3	
1	1	
1	1	
1	1	
1	2	
1	2	
1	2	
1	2	
1	2	
1	2	
1	3	
1	1	
12	21	1
13	21	2

に,

1	1
4	
3	
5	
3	
3	
4	
4	
4	
4	
4	
4	
5	
3	
46	
47	1

を

2	1
5	1
4	1
6	1
4	1
4	1
5	1
5	1
5	1
5	1
5	1
6	1
4	1
58	12
60	13

に,

7
5
7
5
5
5
6
7
6
6
10
5
74
76

を

8
6
8
6
6
6
7
8
7
7
11
6
86
88

に改め、同表備考中「本部救助隊」を「南部本部救助隊」に改

める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)